
第6章

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

第6章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

本市の景観形成上、地域性や歴史・文化を特徴づけるために重要な役割を果たしていると考えられる建造物や樹木等については、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定することができます。

なお、指定に際しては、あらかじめ所有者の意見を聴取し、その意向を尊重することを基本とします。

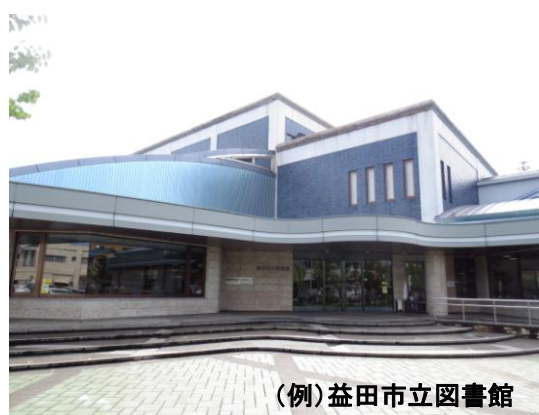
指定に関する基本的な方針については、以下のとおりです。

建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地やその他の物件を含む)の外観及び樹容(樹木の姿)に、地域の自然・歴史・文化等の景観上の特徴が表れており、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

2 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する基本的事項

【景観重要建造物】

- 外観に、益田市の自然・歴史・文化・生活などの特性が良く表われ、市の景観形成に良好な影響を与えているものであること。
- 優れた形態・意匠を有し、市民や来訪者に親しまれ、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- 地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- 外観に伝統的様式や技法が施され、市の歴史文化・生活文化が感じられるもの。
- 道路やその他の公共の場所から、誰もが容易に望見することができるものであること。



(例)益田市立図書館

【景観重要樹木】

- 樹容に、益田市の自然・歴史・文化・生活などの景観上の特徴を有し、市の景観形成に良好な影響を与えているものであること。
- 地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- 周辺景観の核となり、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- 樹容に品格や風格が備わり、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- 市の良好な景観形成に取り組む上で、重要な位置・場所にあるもの。
- 道路やその他の公共の場所から、誰もが容易に望見することができるものであること。



(例)センダン(雪舟橋公園)

※景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を受けた建造物及び樹木については、市長の許可を受けなければ、現状変更(建造物については、増改築・外観の変更等。樹木については、伐採・移植。)を行うことができません。

※景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を受けた建造物及び樹木については、その良好な景観が損なわれないように、適切な管理に努める必要があります。

※景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を受けた建造物及び樹木については、その適切な管理のために必要な費用の一部について、支援を検討していきます。

